（審議会の運営）

第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に、「第五十八条」を「第五十八条の三」に改める。

第二条第一項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同条第二項中「医薬食品局に食品安全部」を「医薬・生活衛生局に生活衛生・食品安全部」に改める。

第五条第六号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同条第十三号から第十九号までを削り、同条第二十号中「並びに生活衛生の向上及び増進」を削り、同号を同条第十三号とする。

第六条の見出しを「（医薬・生活衛生局の所掌事務）」に改め、同条第一項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、第二十四号を削り、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　第十六号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。

第六条第一項に次の八号を加える。

二十五　建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二十六　埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

二十七　理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

二十八　理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

二十九　公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

三十　株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

三十一　水道に関すること。

三十二　第二十四号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局の所掌に属するものを除く。）。

第六条第二項中「食品安全部」を「生活衛生・食品安全部」に、「第二十四号」を「第三十二号」に改める。

第十条第二十一号中「並びに」の下に「妊産婦の」を加え、「特殊な」を「特殊の」に改める。

第三十九条第一号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第四十条中「六課」を「五課」に、「がん対策・健康増進課」を「健康課がん・疾病対策課」に改め、「生活衛生課」を「難病対策課」に改める。

第四十一条第二号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）」を「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「がん対策・健康増進課」を「健康課」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　予防接種の実施に関すること。

第四十二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第四十三条（見出しを含む。）中「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」に改め、同条各号を次のように改める。

一　がんその他の疾病の予防及び治療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二十六条第二項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第百二十条第五号において「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）に関することに限る。）。

第四十四条第一号中「結核その他の感染症（エイズを除く。）」を「エイズ、結核その他の感染症」に改め、「防止」の下に「並びに感染症の患者に対する医療」を加え、「及び総務課」を「並びに総務課及び健康課」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

第四十四条第三号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同条第四号を削る。

第四十五条を次のように改める。

（難病対策課の所掌事務）

第四十五条　難病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　臓器の移植に関すること。

二　造血幹細胞移植に関すること。

三　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

四　児童福祉法第十九条の二十二に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。

五　ハンセン病に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条から第四十九条まで　削除

第一章第二節第三款第四目の目名を次のように改める。

第四目　医薬・生活衛生局

第五十条の見出しを「（医薬・生活衛生局に置く課）」に改め、同条第一項中「医薬食品局に、食品安全部」を「医薬・生活衛生局に、生活衛生・食品安全部」に改め、同条第二項中「食品安全部」を「生活衛生・食品安全部」に、「三課」を「五課」に、「監視安全課」を「生活衛生課　監視安全課　水道課」に改める。